令和８年（フ）第４４号
福岡県八女市蒲原1950番地４　エルシャトー101号
債務者　田邊商店こと　田邊　　久
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第８３３号
仙台市青葉区落合４丁目６番６－301号、従前の住所宮城県亘理郡山元町坂元字南原24番地
債務者　舟口　元子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮腰　英洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前11時５分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１８９号
広島県東広島市西条町西条東1053番地１　高志コーポ203号
債務者　浜脇　久也
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金江　聡美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５０号
広島県安芸郡府中町緑ヶ丘４番11―404号
債務者　石川　康祐
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　敬介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２６号
広島県東広島市西条町寺家5394番地１　メゾンクロベルビューＡ203号
債務者　本山　響華
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下西　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８２号
広島市安佐南区伴東８丁目31番16号
債務者　阿部亮太郎
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５８号
福岡市南区弥永５丁目18番５－403号　サンガーデン　K
債務者　九野坂健太
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６９号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬18番403号
債務者　香田　智博
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代隼一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７１３号
福岡市東区和白５丁目33番15－101号　Ｅｇ－９、前住所福岡市東区香椎台４丁目８番10―202号　クァイエット　リブC
債務者　金丸　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　菜月
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２３１号
山梨県南アルプス市小笠原1103番地２
債務者　高橋　　翔
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４４号
山梨県南巨摩郡南部町南部3322番地１
債務者　佐野　貴子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２０６号
大阪市東成区東今里１丁目５番２－901号
債務者　和田　典久
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　夏樹
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６４号
大阪市住吉区苅田３丁目６番３－201号、事業所住所大阪府門真市宮前町25－２　かじ鈑金塗装工業内
債務者　丸和自動車こと　山田　清司
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下遼太郎
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６７号
大阪市鶴見区浜２丁目２番28―506号
債務者　塚本　義文
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　弘
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１３１７号
愛知県小牧市大字三ツ渕396番２　ローズガーデン201号、住民票上の住所愛知県江南市赤童子町福住190番地１　ステージハッピーライフ102号
債務者　栗原　滉介
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６１号
愛知県愛西市勝幡町河畔1098番地５
債務者　手塚　紀仁
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６７号
愛知県尾張旭市南栄町旭ケ丘24番地１、従前の住所名古屋市千種区京命１丁目22番28号　ハイツサンシャインⅡ　２Ｂ
債務者　ＪＩＮ　ＪＩＰＵＮＧ　陳　　知豊
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部